

入 札 説 明 書

令和 5 年札幌市告示第5242号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 5 年12月 7 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局

高齢保健福祉部高齢福祉課

電話 011-211-2976 (FAX 011-218-5179)

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 6 年度敬老優待乗車証帳票（納付書）印字及び事後処理業務（年次）

(2) 数量

およそ366,000件

(3) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

契約時から令和 6 年 3 月31日まで

(5) 納品場所

仕様書による。

(6) 入札方式

事前審査型入札方式

(7) 入札書の記載方法

成果物 1 件あたりの単価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「製造業」、中分類「出版・印刷業」、または大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札に参加していないこと。

(6) 市内で本業務を履行可能な設備を有すること。

(7) 個人情報の取り扱いに関して、別記「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。

(8) 仕様書等の内容を熟知し業務内容を理解した上で、本告示に示した役務の提供が十分可能であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、問い合わせ先

上記 2 に同じ。

(2) 入札参加資格確認受付期限

令和 5 年12月19日（火）10時00分まで

※ 本入札案件への参加を希望する者は、上記期限までに別紙 5 の内容を確認の上、別紙 6 ～ 9

を作成し、上記２の契約担当部局に提出すること。なお、提出後「一般競争入札参加資格確認通知書」が返信されるので確認すること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書の発行
令和５年12月20日（水）発送

- (4) 入札書の受領期限、開札の日時及び場所
入札書受領期限

日時：令和５年12月22日（金）10時00分

開札の日時及び場所

日時：令和５年12月22日（金）10時30分

場所：札幌市役所本庁舎４階北側 担当局長会議室（札幌市中央区北１条西２丁目）

- (5) 入札書の提出方法

入札書は、別紙１の様式にて作成し、上記(4)の指定日時及び場所に持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付する場合にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和５年12月22日（金）10時30分開札「令和６年度敬老優待乗車証帳票（納付書）印字及び事後処理業務（年次）」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに（４）の入札の日時までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には「令和５年12月22日（金）10時30分開札「令和６年度敬老優待乗車証帳票（納付書）印字及び事後処理業務（年次）」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに（４）の入札の日時までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票（別紙２）を持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和５年12月13日（水）17時00分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和５年12月14日（木）以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

- (7) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第４条及び第４１条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

- (8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙３）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わせない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙3)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 なし

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約方法

落札者が入札において提示した成果物1件あたりの単価で契約する。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約

書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙4のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。